

市町村名	事業名等	対象者・内容等
中種子町	空き家バンク制度	<p>★ 空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図るために、町が空き家の情報の提供を行います。</p> <p>空き家を貸したい方に空き家の情報を登録していただき、空き家を借りたい方に空き家の情報を町のホームページや窓口で提供します。</p> <p>http://town.nakatane.kagoshima.jp/nakatane10/nakatane02.html</p>
中種子町	地域定住支援事業	<p>★ 市街地校区を除く指定地域(星原校区, 納官校区, 増田校区, 油久校区, 南界校区, 岩岡校区)に住宅を新築, 購入又は改修して定住する人に対して, 助成金を助成します。</p> <p>1 指定地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星原校区, 納官校区, 増田校区, 油久校区, 南界校区, 岩岡校区 <p>2 要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満50歳以下の夫婦若しくは夫婦と子からなる世帯又は配偶者のいない満50歳以下の女子で現に満20歳に満たない者を扶養している母子家庭若しくはこれに準ずる父子家庭の世帯。 ・指定地域に5年以上継続して定住する意思のある者。 ・居住地の自治会に加入する者。 ・自ら居住することを目的として, 指定地域に住宅建築, 住宅購入, 住宅改修を行おうとする者。 <p>3 助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建築・・・住宅建築費用が500万円以上, 補助率10% ・住宅購入・・・住宅購入費用が200万円以上, 補助率10% ・住宅改修・・・住宅回収費用が200万円以上, 補助率20% <p>※ いずれも限度額は100万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯内に義務教育終了前の者がいる場合は, 1人につき10万円の加算金(限度額30万円とする)がある。
中種子町	定住促進住宅整備事業	<p>★ I・Uターン者及び地域後継者に貸し付ける住宅として, 町内建築業者等により概ね60㎡以上の空き家の改修を行った者に対し, 補助金を交付する。</p> <p>1 補助を受けるための条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助を受けた住宅を改修終了月から少なくとも3年間は, I・Uターン者及び地域後継者のために確保することを確約すること。 ・入居予定者が所有者等と2親等以内の血族・姻族でないこと。 ・貸家業を営む方でないこと。 ・対象となる改修費用が10万円以上であること。 <p>2 対象となる改修費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋本体・畳・電気・水道・トイレ・ガス・風呂・流し台などの改修にかかった費用。ただし, 器具類については補助対象となりません。 <p>3 補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象費用の3分の2で, 30万円を限度とする。ただし, 1千円未満の額については, 切り捨てとする。